⑪ 定額減税にかかる追加の給付金「調整給付金（不足額給付）」について

問　税務課(内線 113)

不足額給付とは　昨年夏、定額減税しきれないと見込まれた方に対して、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しましたが、以下の①または②の事情により、当初調整給付の支給額に<u>不足</u>が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

①不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

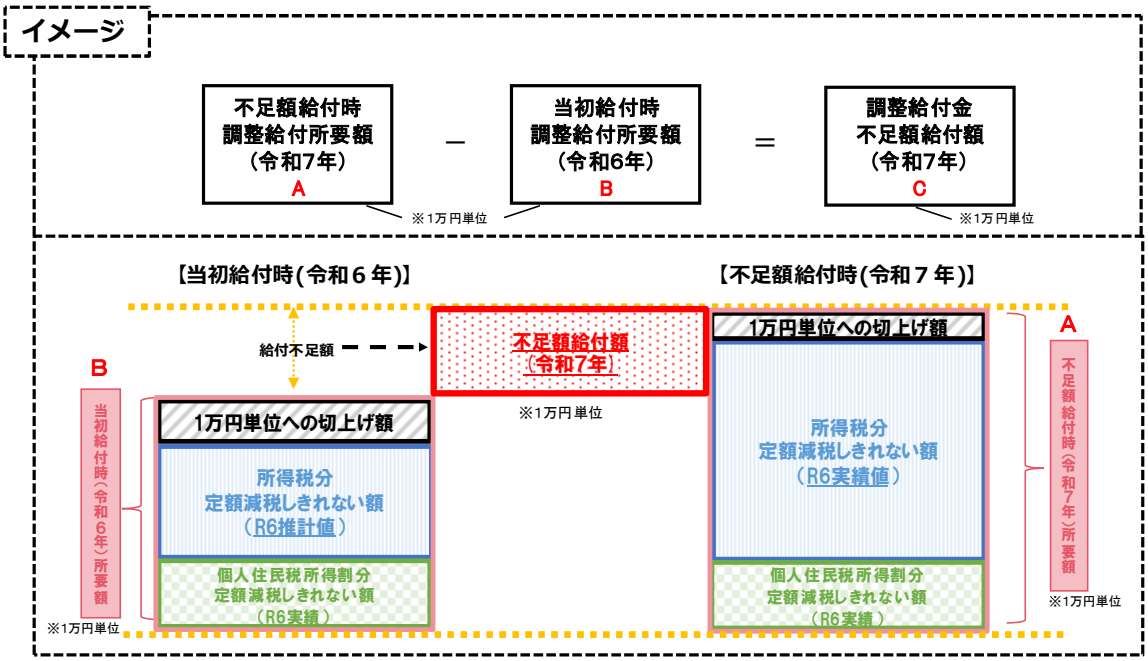

※注１：所得税・個人住民税合わせて既に４万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額１８０５万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。
※注２：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

（例）・令和５年所得に比べ、令和６年所得が減少したことにより、「令和６年分推計所得税額（令和５年所得）」＞「令和６年分所得税額（令和６年所得）」となった方
・こどもの出生等、扶養親族が令和６年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」＜「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
・当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和６年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

②不足額給付Ⅱ

本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、１人当たり原則４万円（定額）を支給

【以下の全ての要件を満たす方】
・令和６年分所得税および令和６年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
・低所得世帯向け給付（R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

小中学生の登下校の見守りをお願いします。